○国土交通省令第五十七号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）を実施するため、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務）	（建政部の所掌事務）
第七条　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～四十四　（略）	一～四十四　（略）
四十四の二　家賃債務保証業者の登録に関すること。	（新設）
四十五～四十八　（略）	四十五～四十八　（略）
（都市・住宅整備課の所掌事務）	（都市・住宅整備課の所掌事務）
第八十四条　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第八十四条**　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～二十二　（略）	一～二十二　（略）
二十二の二　家賃債務保証業者の登録に関すること。	（新設）
二十三～二十五　（略）	二十三～二十五　（略）
（住宅整備課の所掌事務）	（住宅整備課の所掌事務）
第八十六条　住宅整備課は、第八十四条第一号から第三号まで、第七号（個人施行者、市街地再開発組合、防災街区計画整備組合及び地方住宅供給公社が施行する市街地再開発事業（都市計画において定められた重要な公共施設の整備を伴うものを除く。）に関するもの並びに防災街区整備事業に関するもの（都市整備課の所掌に属するものを除く。）に限る。）、第十七号（建築士に係る措置に関するものに限る。）並びに第二十一号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）、第二十二号、第二十二号の二、第二十三号の二、第二十四号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）及び第二十五号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。	第二十四号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）及び第二十五号（関東地方整備局及び近畿地方整備局にあっては、建築安全課の所掌に属するものを除く。）に掲げる事務をつかさどる。

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務）	（事業振興部の所掌事務）
第二条　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十九　（略）	一～十九　（略）
十九の二　家賃債務保証業者の登録に関すること。	（新設）
二十～五十一　（略）	二十～五十一　（略）
（都市住宅課の所掌事務）	（都市住宅課の所掌事務）
第三十四条　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第三十四条**　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～十九　（略）	一～十九　（略）
十九の二　家賃債務保証業者の登録に関すること。	（新設）
二十～二十四　（略）	二十～二十四　（略）

附　則

この省令は、平成二十九年十月一日から施行する。

○国土交通省令第五十八号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十九条第二項の規定に基づき、地方航空局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日　国土交通大臣　石井　啓一

地方航空局組織規則の一部を改正する省令

地方航空局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（航空管制官）	（航空管制官）
第六十五条　（略）	**第六十五条**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　函館空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所及	3　函館空港事務所、新潟空港事務所、中部空港事務所、関西空港事務所、広島空港事務所、長崎空港事務所、熊本空港事務所、